

### Ⅲ.災害発生時の活動

建築士会が高い建築技術をもつ専門家集団として、地震や風水害等の災害発生時に、被災家屋での二次災害を防止する安全確認調査や被災者の暮らしを再建するため被災家屋等の復旧や、まちの復興に向けた活動を行う。

#### 1 被災家屋の安全確認調査等への協力

地震によって建物に倒壊、損傷等の被害が生じた場合、自治体は余震等による二次災害を防止するために、被災家屋に対して応急危険度判定を行うことになる。風水害の場合は、建物に被害が生じた場合においても、被災家屋に対する応急危険度判定の規定は現状ではない。しかし、最近の風水害では、河川の氾濫等による津波時と同様の被害状況も見受けられ、安全確認調査の必要性も検討されている。

そのため、各建築士会は、地震や風水害等の災害発生時には、被災者の安全確保の観点から、自治体を実施する被災家屋の安全性に対する調査や応急危険度判定業務への協力が求められる。さらに、最近では、被災家屋の損傷程度を調査する住家被害認定調査業務への協力も求められるようになってきている。なお、安全確認調査等を実施する建築士会は、派遣する調査員や被災家屋での被災者、ボランティアの安全確保と共に、後片付けに当たるボランティアへの作業手順の指導を通して、復旧費用の低減や災害ゴミの減量等に努める。

#### 2 被災者の住宅相談への協力

各建築士会は、災害時の中立的な専門家団体として、自治体や被災者からの期待が大きい。このため、地震災害に限らず、最近頻発する風水害を含め、災害時に各建築士会が被災者に対する住宅相談を迅速に実施することが求められている。また、本活動については、被災者のニーズが時間とともに変化することを踏まえ、相談場所や助言内容・範囲、更には他の専門家との連携を含む相談方式など相談に係る基本方針を定めておく必要がある。

#### 3 被災家屋の応急修理や復旧活動への協力

被災者ができる限り自宅で生活を続けながら本格修理を行うことは、避難所の早期解消や応急仮設住宅等の需要抑制等の面で有効である。さらに、被災者が地域に留まることで、復興まちづくりを進める足がかりとなる。各建築士会は、自治体の実施する災害救助法による被災家屋の応急修理制度活用への協力が求められる。まずは、被災家屋での最低限の機能を回復させるために応急的な修理工事を行う。次に、被災時の混乱が落ち着いた状況で、本格的な復旧工事に取り掛かかり、従前の暮らしを取り戻すことが理想的である。こうした応急修理や本格復旧工事は、地域の施工者

を会員に持つ各建築士会の役割が大きい。

#### 4 被災地の復旧、復興への協力

各建築士会は、自治体等から被災地の復旧、復興にかかわる業務の支援を求められた場合は積極的にこれに協力する。自治体等から要請がない場合においても、必要に応じて独自に復旧、復興にかかわる木造応急仮設住宅や木造復興住宅の建設支援と共に、復興まちづくり計画の提案を行うことも大切である。なお、被災地の建築士会はこれらの活動について、ブロック会、日本建築士会連合会に協力を求めることができる。また、他の建築関係団体や弁護士会、災害NPO法人、社会福祉協議会等と共同で行うことも大切である。

#### 5 歴史的建造物の被災調査と修復支援

各建築士会では、ヘリテージマネージャー養成講習会が実施され、多くのヘリテージマネージャーが誕生し、歴史的建造物の調査や修復に関わっている。ヘリテージマネージャーが所属する建築士会や団体は全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会をつくり平常時から情報共有を行っている。日本建築士会連合会は、独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターを含む関係5団体で「災害時における歴史的建造物の被災確認調査および技術支援等に関する協力協定書」を締結している。協定では、都道府県指定等文化財建造物、市町村指定等文化財建造物、重要伝統的建造物群保存地区内歴史的建造物、登録有形文化財(建造物)、未指定歴史的建造物の被害が想定される災害発生時には、文化財防災センターを事務局とし、関係団体で連携体制(以下、ドクターチームと称する)を構築することになっている。各建築士会は、対象建造物の被害発生時には、県(市町村)と情報共有し、連合会は文化財防災センターからの要請によりドクターチームを構築する。また、各建築士会はドクターチームの調査に協力する。なお、調査実施時期は被害規模や応急危険度判定業務の状況等に応じて決定する。

#### 6 建築士会自らの被災

建築士会自らが被災し、地方自治体からの協力要請に応じ難い場合は、その旨を近接建築士会、ブロック会、日本建築士会連合会に伝え、自らの被災復旧に必要な支援を要請する。要請を受けた建築士会等は、被災建築士会の救援、復旧に協力し、地方自治体からの支援要請にも備えて体制を整えるものとする。

#### 7 被災が広域な場合

被災が広範囲で、多くの自治体に被災範囲がおよぶ場合でも、各建築士会に対する支援活動の要請は、それぞれの都道府県からなされることになっている。そのため日本建築士会連合会は、国土交通省と必要な連絡調整を図り、また各建築士会は、各

都道府県やブロック会、連合会と連携して、各建築士会の広域支援活動が円滑に進むように努めるものとする。さらに、支援活動を効率よく進められるように、各建築士会、ブロック会、日本建築士会連合会は、平常時に他の建築関係団体等と連携し、協力関係を確立、維持するものとする。

#### 8 活動記録のまとめ

要請を受けて支援活動に参加した建築士会は、活動が終息した段階で、活動報告書をまとめ、要請した自治体の同意を得たのち、ブロック会、日本建築士会連合会に提出するものとする。支援活動の記録は、ひとつひとつの記録が全国建築士会の支援活動及び防災対策にとって貴重な資料となることから、可能な範囲で詳細にまとめ、日本建築士会連合会に提出する。日本建築士会連合会は、その記録を維持管理し、全国の建築士会にその情報を開示する。要請があれば、他団体に対しても同様な対応をとる。